

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第31回）議事概要

1 日 時

平成23年11月29日（火）14時00分～14時38分

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、  
東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

（2）総務省

原口電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、  
木村事業政策課調査官、二宮料金サービス課長、大村料金サービス課企画官

（3）事務局

日下情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3034号】

審議の結果、認可することが適当との答申をした。

【内容】

ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可並びに各接続事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可に係るもの。

（2）諮問事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3035号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

## 【内容】

長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料の算定に用いる入力値の更新を行うための接続料規則の一部改正に係るもの。

### (3) 報告事項

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴う日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の改正及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定に関する報告

## 【内容】

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部が改正され、NTT東西が営むことができる活用業務等に係る現行の認可制を事前届出制とすることとされた。

この法律改正において、届出の手続きや、届出事項の内容について、省令で定めることとされていることを受けた、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について総務省より報告があったもの。

また、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とした、活用業務の届出に関するNTT法の運用方針を事前に明確化するためのガイドラインの策定について総務省より報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山 高橋

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp